

令和2年度第1回 東京都森林審議会議事録

1 開催日

令和2年12月10日（木）～令和2年12月16日（水）

2 方法

書面による開催

3 委員（五十音順、敬称略）

浅野友子、木村康雄、久保田繁男、坂本義次、清水俊二、田中万里子、土屋俊幸、
福田珠子、堀田紀文、前田弘、村木英幸、師岡伸公、渡辺昭

4 議題

地域森林計画の樹立（多摩地域森林計画）

5 審議結果

東京都知事より、多摩地域森林計画を樹立するに当たり、意見を求める旨の諮問があり、審議の結果、多摩地域森林計画書を承認する旨の答申（案）について、委員全員の同意を得た。

この際、別紙のとおり、各委員から意見があり、それに対しては東京都森林審議会会長に諮りながら、事務局にて回答並びに必要な修正を行った。

6 その他

令和2年12月17日（木）、東京都森林審議会会長より、地域森林計画の樹立（多摩地域森林計画）について、案のとおり承認する旨の答申があった。

意見・質問事項と回答

意見・質問事項	回答
<p>浅野委員</p> <p>1 主伐の推進について</p> <p>・防災の視点も含め、より主伐が推進される計画を検討してはどうか。</p> <p>間伐は計画に沿って実行されている（105%）が、主伐は65%に留まっている。現状では経済的な観点からも奥地の主伐は進まず長伐期化していくのは仕方のないことかもしれないが、山地保全、防災的な観点からは良い方針ではない。</p> <p>本文20ページには、森づくり推進プランにおける人工林の区分として「生産林」と「保全林」を設定し、保全林は針広混交林化していくとあるが、保全林の内、防災的に整備が必要な川沿いや数十年以内に崩壊する可能性の高い斜面は切り捨て間伐ではなく、主伐を進められないか。</p> <p>主伐の推進は「森づくり推進プラン」において目指しているところかと思うが、上記のような視点も取り入れ、より東京都が主体的に主伐事業を実施したり、奥地の森林所有者が主伐に力を入れるような、踏み込んだ計画になるよう検討してはどうか。</p>	<p>1 防災のための主伐の推進について</p> <p>(1)防災のための主伐（皆伐）検討が困難である理由について 防災のための主伐について検討することは、次に挙げるとおり、現状は困難であると考えられるが、今回ご意見として承り、今後その手法の有効性が科学的、経験的にも確認された場合は、そのような事業の実施について検討して参りたい。</p> <p>また、各地における土砂災害と造林地の状況との関連等の知見や情報をお持ちであれば、何卒お寄せいただきたい。</p> <p>①防災の観点からも間伐は有効とされており国の方針とも合致するが、防災のための皆伐及び成林までの造林、保育やその間のリスク等、知見や経験が無いこと。</p> <p>②防災の観点から皆伐する必要のある造林地を特定するための明確な定義が不明であり、把握が困難なこと。</p> <p>(2)都独自の具体的施策の地域森林計画書への記載について 地域森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）に規定される項目を、全国森林計画により示される国の方針と目標量に即し、森林整備及び森林保全に関する標準的な方法及び目標量について定め、市町村森林整備計画の指針となるものである。そして森林所有者等が立てる森林経営計画は、この市町村森林整備計画に適合している必要がある。</p> <p>つまり地域森林計画書は、森林所有者等が自発的に計画を立て施業を行う際、その施業に都道府県の状況を加味しつつ国の方針が反映されるよう適切に導くためのものであるため、東京都独自の森林施策の方針や手法等は、「森づくり推進プラン」（以下、「プラン」という。）により示し、実施しているところである。</p> <p>以上のことから、ご意見のような独自の施策については、地域</p>

意見・質問事項と回答

意見・質問事項	回答
<p>浅野委員</p>	<p>森林計画書ではなくプランへの記載を検討することとさせていただきたい。</p>

意見・質問事項と回答

意見・質問事項		回答
浅野委員		<p>2 ニホンジカ等対策について</p> <p>個体数管理に関しては、ご意見のとおり根本的な対策として重要であり、この問題は林業経営だけに留まらないため、行政が広域的、横断的に取り組む必要があり、関係局が連携して情報共有等に努めている。</p> <p>ニホンジカ含む野生動物の個体数管理等対策は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第八十八号）により、生物多様性の保全・生活環境の保全・農林水産業の発展のために、法第4条の規定により都道府県が鳥獣保護管理事業計画を立て、その計画に基づき事業を実施するよう定められており、都が行う人材育成や管理捕獲事業等の実施、検討は、この中で行われている。</p> <p>また、上記1（2）に記載するとおり地域森林計画書は森林経営計画を適切に指導するためのものであるため、今回ご意見については承り、上記鳥獣保護管理事業計画所管部署に伝えさせていただく。</p>
2	<p>Ⅱ_第4「3 鳥獣害の防止に関する事項」及び「4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項」（42ページ）</p> <p>【ニホンジカ等対策について】</p> <p>・東京都がより積極的にニホンジカ含む野生動物密度管理を行うような計画を検討できないか。</p> <p>伐採、利用、植栽、保育といった森林循環を促進するために、野生動物管理をもっと積極的に行うべきと考える。</p> <p>根本的な対策として継続的な野生動物密度のコントロールは大変重要であり、これは広域的に行う必要があるため行政が積極的に行うべきではないか。</p> <p>例えば、都が人材育成し、また雇用したり、あるいは現在の森林管理の担い手に、狩猟を含めた野生動物管理を担ってもらえるような計画にはできないか。</p>	

意見・質問事項と回答

意見・質問事項		回答
浅野委員		3 自然的背景(地質)について
3	I_「1 森林計画区の概況」(3ページ) 【自然的背景(地質)について】	地層等について国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センターに確認したところ、一部の地質用語が現在では使われていない等が見られたため、同センターに確認のうえ、次のように修正した。
	・3ページに記載される地質のついで記述が、現在使われる用語より古い名称を使用しているのではないか。	修正前
	「秩父中古生層」という表現は、現在はあまり使われていないようである。	(2) 自然的背景
	地質に関する表現は最近変わってきているようなので、地質の専門家等に確認してはどうか。	…地質は西部山地では、五日市～ <u>三頭山</u> を結ぶ構造線を境にして、北側には <u>秩父中古生層と鳥ノ巢層</u> が分布し、南側には、 <u>小仏層が広がっている</u> 。これに続く丘陵地は、砂岩・頁岩及びチャートからなる礫層が分布し、 <u>多摩丘陵には、鶴川砂泥層、稲城砂層などの脆弱な土層が存在している</u> 。また武蔵野台地などには <u>最も新しい</u> 関東ローム層が見られる。
		修正後
		(2) 自然的背景
		…地質は西部山地では、五日市～ <u>三峰山</u> を結ぶ <u>仏像</u> 構造線を境にして、北 <u>東</u> 側には <u>秩父帯ジュラ紀付加体(御前山層など)と後期ジュラ紀の鳥ノ巢層群相当層(氷川層)</u> が分布し、南西側には、 <u>四万十帯白亜紀付加体(小河内層群、小仏層群)が広がる</u> 。これに続く丘陵地は、砂岩・頁岩及びチャートからなる礫層や、 <u>砂層、シルト層</u> が分布し、 <u>未固結なため脆弱である</u> 。また、武蔵野台地や <u>緩傾斜の丘陵地の表面</u> には関東ローム層が見られる。

意見・質問事項と回答

意見・質問事項		回答
田中委員		1 新旧対照表について 現行計画書と案の新旧対照表を送付する。
1	改訂した部分について ・前回からの改訂部分はどこか。 それがわかるようにした方が読みやすいと考える。	

意見・質問事項と回答

意見・質問事項		回答
田中委員		<p>1 地域森林計画書の構成について</p> <p>地域森林計画書の作成は、農林水産事務次官依命通知により、別記様式を用いて作成することとされているため、大きく変えることは困難である。しかし、ご意見踏まえ地域森林計画書を理解しやすくするための検討を進めていく。</p>
2	<p>計画書の構成について</p> <p>・計画書の構成を次のように変えてはどうか なお、今回の樹立に合わせて変更するのは困難であるだろうことから、将来的に検討へ活用してもらえればと考える。</p> <p>具体的には計画書を次のように大きく4つに捉えたうえ、</p> <p>①Ⅰ 計画の大綱（1～13ページ）及びⅡ 計画事項 第1 計画の対象とする森林の区域（17ページ上段）</p> <p>②Ⅱ 計画事項 第6 計画量等（46～57ページ）を、計画書として最も主張し、かつ具体的な計画内容として主に記載し、</p> <p>③Ⅱ 計画事項 第2～第5（17～45ページ）</p> <p>④Ⅱ 計画事項 第7（58～80ページ）</p> <p>については、具体的な指針や方法として、前回の計画書からの変更点を明記すると、計画書を読む方、利用する方に理解されやすいと考える。</p>	

意見・質問事項と回答

意見・質問事項		回答
田中委員		<p>2 森林計画区の概況の記載内容について</p> <p>(1) 多摩森林計画区の面積と国土面積との比較について</p> <p>日本の国土面積と計画区面積の比較は、森林とは直接関係なく、後段へのつながりも持たないため、ご意見を踏まえ、当該部分及び後段の「(4) 森林・林業の現況」にある森林面積についての文章とも調整し、次の様に修正する。</p> <p>修正前</p> <p>(1) 位置及び面積 多摩森林計画区は利根川広域流域に属し、東京都の島しょ部を除く多摩の26市3町1村及び23特別区全域を包含している。 計画区面積は、1,787.38km²で、国土の概ね0.5%に相当する。</p> <p>修正後</p> <p>(1) 位置及び面積 東京都は本州のほぼ中央の関東平野に位置し、東京湾に臨む区部及び中・西部からなる多摩地域と、伊豆・小笠原の島しょ部からなり、全体面積は2,194.07km²である。森林計画区もこの2つの地域に分かれており、本計画書は多摩森林計画区を対象とする。 多摩森林計画区は、多摩の26市3町1村及び23特別区全域を包含し、面積は1,787.38km²、森林面積はその約30%に相当する52,853ha(国有林1,182haを含む)であり、森林の大半は西部の山地とその東側の丘陵に分布している。</p>
3	<p>I_「1 森林計画区の概況」(3～4ページ) 【記載内容について】</p> <p>・「森林計画区の概況」の記載内容の内、次のことについて質問したい。</p> <p>(1) 「(1) 位置及び面積」に記載される多摩森林計画区面積と全国の国土面積との比較だが、多摩森林計画区と都全体の面積の比較である方がよいのではないか。</p> <p>後段でこの面積に対し森林面積が30%という比率は出てくるが、国土面積と多摩森林計画区面積比較にはあまり意義が感じられない。</p> <p>(2) 「(3) 社会経済的背景」の「…農林地から宅地への土地利用転換が急速に進み、…」という部分については、この半世紀で進んだのか等、期間が明示されないと変遷として分かり難いのではないか。</p> <p>(3) 同部分の「…宅地等が67%」には、宅地の他に何が含まれるのか。</p>	

意見・質問事項と回答

意見・質問事項	回答
<p>田中委員</p>	<p>(2) 社会的背景の変遷の表現について ご意見踏まえ、次の様に修正する。</p> <p>修正前 …土地利用の状況は、経済成長による急激な人口増加に伴い、農林地から宅地への土地利用転換が急速に進み</p> <p>修正後 …土地利用の状況は、<u>戦後50年の間に、特に経済成長による急激な人口増加に伴い、1970～1980年代の約10年で</u>農林地から宅地への土地利用転換が急速に進み</p> <p>(3) 「宅地等」の内容について 計画区面積に占める割合の算出は複数の統計資料を用いているため、「宅地等」に含まれる種別の正確な内訳はお示しできないが、宅地以外には公園・運動場、道路用地、未利用地といった様々な用途、現況の土地が含まれる。</p>

意見・質問事項と回答

意見・質問事項		回答
田中委員		4 計画樹立に当たっての基本的な考え方の記載内容について (1)、(2)のご意見踏まえ、森林・林業基本計画及び全国森林計画において示された内容について触れ、それも踏まえて地域森林計画が樹立されることを表現するため、当該箇所について、資料7新旧対照表のとおり修正する。
4	<p>I_「3 計画樹立に当たっての基本的な考え方」(10ページ) 【記載内容について】</p> <p>・「基本的な考え方」の記載内容の内、次のことについて質問したい。</p> <p>(1) 10ページ5段落目に「森林・林業基本計画」の閣議決定について記載があるが、今回の基本計画の内容と多摩森林計画書にはどのような関連があるのか、明記するのがよいと考える。</p> <p>(2) 10ページ6段落目に、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の施行について記載があるが、これは東京都にとって具体的にどのような関係があるのか。計画書に明記するのがよいと考える。</p>	

意見・質問事項と回答

意見・質問事項		回答
木村委員		
1	<p>Ⅱ_第3_6_「(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針」(36ページ) 【雇用安定化・労働条件等の取組について】</p> <p>・36ページの最後の行に「…森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、…」という記載があるが、森林組合は既にこれに取り組み、改善済みである。</p> <p>この文章だと、読み方によっては森林組合が未だに雇用関係に取り組んでいないように見えるため、「…森林組合等の」を、例えば「小規模・零細な林業事業体における」とするなど、別の表現に変える等の対応を検討いただきたい。</p>	<p>1 林業事業体における取組について</p> <p>森林組合においては、ご意見のとおり雇用管理の改善等について改善済みであることは認識している。</p> <p>当該箇所が意味するところは、東京都林業労働力確保センターを核に取り組む林業就業者のキャリア形成支援とともに、林業事業体全体が①雇用関係の明確化、②雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等による雇用管理の改善、③事業量の安定的確保、④協業化及び生産性の向上等による事業の合理化、の4つの事項に取り組み、かつ取組の維持、促進を総合的に図っていききたい、という方針である。すでに4つに取り組んでいる事業体にも、取り組んでいない林業事業体にも関わる事項であるため、この表現になっている。</p> <p>そのため、ご意見及び以上を踏まえ、次のように修正する。</p> <p>修正前 …並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するものとする。</p> <p>修正後 …並びに林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するものとする。</p>

意見・質問事項と回答

意見・質問事項	回答
<p>木村委員</p> <p>2 II_第3_「5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項」(34～36ページ) 【林道の災害による影響について】</p> <p>・林道の災害による影響についても計画書に記載すべきではないか。</p> <p>近年、台風や豪雨等による林道災害のため、作業が一時中止になるなど林業への影響が大きいことから、この対応について何らかの記載が必要かと考える。</p>	<p>2 林道災害による影響及び対応について</p> <p>東京都としても林道災害への即時対応を旨としているところであり、具体的施策については森づくり推進プランにおいて記載を検討しているところである。</p> <p>当計画書においてはご意見踏まえ、II_第3_5_「(6) その他必要な事項」(35ページ)について、以下のように修正する。</p> <p>修正前</p> <p>…森林整備作業、搬出材の一時貯木等に不可欠な土場、作業ヤードについて、作業の効率化・低コスト化の観点から既設及び新規林道への設置を図っていくものとする。</p> <p>修正後</p> <p>…森林整備作業、搬出材の一時貯木等に不可欠な土場、作業ヤードについて、作業の効率化・低コスト化の観点から既設及び新規林道への設置を図っていくものとする。</p> <p><u>また、近年頻発する豪雨等による林道被害については、地域の森林経営や住民の利用状況を勘案し、優先度を考慮して災害復旧を行うこととする。</u></p>

意見・質問事項と回答

意見・質問事項		回答
木村委員		<p>3 ニホンジカ対策について</p> <p>ニホンジカ対策については、ご意見のとおり根本的な対策として重要であり、対策の推進は必須の課題である。</p> <p>現状の対策方針は、Ⅱ_第4_3_(1)の「イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針」(42ページ)に記載するとおりである。</p> <p>ニホンジカ含む野生動物の管理及び対策は、林業だけでなく農業や生活環境にも影響するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第八十八号)により横断的に取り組まれており、法第4条の規定により都道府県が鳥獣保護管理事業計画を立てて対策を実施している。</p> <p>ニホンジカ対策については、その計画の中で、特に管理を図る必要があるとしてニホンジカを指定し、関係各局の意見集約の上、東京都第二種シカ管理計画を立て、具体的施策の検討と実施はこの中で行われている。</p> <p>そのため、今回ご意見については承り、上記計画の所管部署に伝えさせていただく。</p> <p>なお、産業労働局においては新しい手法の検討、実証事業に取り組んでおり、今後もプラン等により対策を検討して参りたい。</p>
3	<p>I_1_「(4) 森林・林業の現況」(5ページ) 他 【ニホンジカ等対策について】</p> <p>・ニホンジカ対策について、より具体的に記載すべきではないか。</p> <p>ニホンジカ対策については5ページをはじめ、計画書の諸所に記載があるが、その5ページ上段に記載される花粉対策を今後進めるにしても、結局はニホンジカ対策が具体的に進んでいかなければ困難である。</p> <p>シカ対策への取組について、より具体的に記載すべきかと考える。</p>	

意見・質問事項と回答

意見・質問事項		回答
木村委員		4 林業関連税制について ご意見のとおり計画書記載事項ではないため、懸念事項として、ご意見承る。
4	<p>I_1_「(4) 森林・林業の現況」(4ページ) 【林業経営の現状について】</p> <p>・林業経営が依然として厳しい現状にあることの要因として、税制にも要因があることを懸念事項として挙げておきたい。</p> <p>4ページの最後の段落に「…多摩地域では、木材の販売額だけでは伐採搬出経費さえも賄えないことが多く、林業経営は依然として厳しい状況にある。」と記載がある。</p> <p>多摩地域でも、木材価格の低迷が林業経営の厳しさの大きな要因であることは間違いないが、この他に、山林所得や相続等に係る林業関連税制も、その適用が法人と個人で異なるなどにより、林業経営に影響している。</p> <p>国への要望などは計画書には記載が難しいと思うが、懸念事項として無視できないため、述べておきたい。</p>	

意見・質問事項と回答

意見・質問事項		回答
木村委員		4 新型コロナウイルス対応について 新型コロナウイルス感染拡大の影響は、様々な面から林業経営にも影響を及ぼしている。この事態はご意見の通り今後数年続く可能性があり、本計画期間にも影響があると考えられるため、ご懸念を踏まえ、現状認識として次のように修正する。
5	<p>新型コロナウイルス関連対応について</p> <p>・新型コロナウイルスによる影響と今後の対応についても懸念事項として挙げておきたい。</p> <p>After コロナ、With コロナ等といった用語を聞くが、例えば現場作業自体は密にならないため良いものの、現場へ移動する車の中や、木材利用推進のための営業活動など、諸所に影響が出ており、この事態は今後数年は続くと考えている。</p> <p>これも地域森林計画書への記載は難しいかもしれないが、検討してはどうか。</p>	<p>I_1_「(4) 森林・林業の現況」(4ページ)</p> <p>修正前 …しかし、木材価格が長期にわたって低迷するなか、多摩地域では、木材の販売額だけでは伐採搬出経費さえも賄えないことが多く、林業経営は依然として厳しい状況にある。</p> <p>修正後 …しかし、木材価格の長期にわたる低迷により、多摩地域では木材の販売額だけでは伐採搬出経費さえも賄えないことが多く、これに加え、新型コロナウイルス感染拡大により、景気の悪化に伴う木材需要の減少が林業経営に与える影響も懸念され、林業経営は依然として厳しい状況にある。</p>

意見・質問事項と回答

意見・質問事項		回答
<p>福田委員</p>		<p>1 森林総合管理士・森林施業プランナーについて 身分保障については計画書記載事項ではないが、ご意見として承る。</p>
1	<p>II_第3_6_「(1) 森林経営の受委託等による森林経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針」(36ページ) 【森林総合管理士・森林施業プランナーについて】</p> <p>・東京都は森林総合管理士、森林施業プランナー等を取得した者の身分をはっきり保証すべきではないか。</p> <p>「(1) 森林経営の受委託等による森林経営規模の拡大及び森林施業の共同化についての方針」の最後の段落に、その育成について記載がある。</p> <p>育成はもとより、その地位向上のためになるような施策や取り組みがあると良いと考える。林業作業は作業条件が厳しく、経験と技術が必要であり、作業者の地域の林業事業体等へ就職した方の定着のためにも、作業も含め全体の地位向上に取り組むことが必要と考える。</p>	

意見・質問事項と回答

意見・質問事項		回答
福田委員		<p>2 森林の土地の計画について</p> <p>森林の景観に関する事項は、次の制度で、景観への配慮を求めている。</p> <p>(1) 景観法に基づく東京都景観条例（都市整備局）</p> <p>(2) 森林法に基づく林地開発制度（環境局）</p> <p>今回ご意見は、今後のご懸念として承り、関係部局に伝えさせていただきます。</p>
2	<p>Ⅱ_第4_1_「(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」(40ページ)</p> <p>【森林の土地の景観について】</p> <p>・林地開発等により許可された面積の範囲内であっても、景観上の理由により別途指定、制限ができるよう、景観に配慮するための仕組みを取り入れるべきでないか。</p> <p>この項目に該当するか定かではないが、森林の景観について、特に森林に太陽光パネルを設置する場合などには、開発に当たって許可された面積の範囲内であっても、景観上の理由により別途指定、制限ができるよう、景観に配慮するための仕組みを取り入れるべきでないか。</p>	

意見・質問事項と回答

意見・質問事項		回答
<p>福田委員</p> <p>3 入山届の徹底について</p> <p>・登山者等が入山する際、登山届の提出や入山時のルールの徹底を図ってほしい。</p> <p>毎年のように、様々な山で遭難や、場合によっては猟友会とのトラブルが生じる等の事故が起きているが、登山届が出されていれば回避出来たりスムーズな対応が可能だった、といったことが度々あった。</p> <p>地域森林計画書の内容に対しての意見ではないが、懸念事項として加えてもらえるよう、ここに挙げさせていただきたい。</p>		<p>3 登山届等入山時のルールの徹底について 計画書記載事項ではないが、ご意見については懸念事項として承る。</p>